

野生生物小委員会の設置について

平成 25 年 3 月 26 日
自然環境部会決定

中央環境審議会議事運営規則（平成 13 年 1 月 15 日中央環境審議会決定。以下「議事運営規則」という。）第 8 条の規定に基づき、次のとおり決定する。

1. 自然環境部会に、議事運営規則第 8 条の小委員会として、野生生物小委員会を置く。
2. 野生生物小委員会は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存につき講ずべき措置についての検討を行う。
3. 野生生物小委員会は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成 4 年法律第 75 号）の規定により中央環境審議会の権限に属せられた事項を調査審議する。
4. 野生生物小委員会は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）の規定により中央環境審議会の権限に属せられた事項のうち、鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針に関することを除く事項を調査審議する。
5. 野生生物小委員会の決議は、部会長の同意を得て、自然環境部会の決議とすることができる。

野生生物小委員会の運営方針について

平成 25 年 3 月 26 日

自然環境部会長決定

1. 会議の公開

(1) 会議の公開・非公開

小委員会は、原則として公開するものとする。ただし、公開することにより、公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがある場合、特定の者に不当な利益若しくは不利益をもたらすおそれがある場合又は特定の野生動植物の保護に著しい支障を及ぼすおそれのある場合には、委員長は、小委員会を非公開とすることができる。

(2) 公開する場合の必要な制限

委員長は、会議の公開に当たり、会議の円滑かつ静穏な進行を確保する観点から、入室人数の制限その他必要な制限を課することができる。

2. 出席者

代理出席は認めない。欠席した委員、臨時委員及び専門委員（以下「委員等」という。）については、事務局からの資料送付等により、会議の状況を伝えるものとする。

3. 会議録

(1) 会議録の作成、配付

- ①会議録は、発言内容を精確に記載するものとする。
- ②会議録の調整に当たっては、当該会議に出席した委員等の了承を得るものとする。
- ③会議録は、小委員会に属する委員等に配付するものとする。

(2) 会議録及び議事要旨の公開

- ①公開した会議の会議録は、公開するものとする。また、非公開とした会議の会議録であっても、小委員会が認めたときは、公開するものとする。
- ②小委員会の会議について、議事要旨を作成し、公開するものとする。
- ③公開した会議の会議録（小委員会が公開を認めた会議録を含む。）及び議事要旨の公開は、環境省ホームページへの掲載及び環境省閲覧窓口への備え付けにより行うものとする。

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の概要

(我が国に生息する希少種の保護)

(外国産の希少種の保護)

- ◎レッドリストの作成
- ◎レッドデータブックの作成

ワシントン条約附属書 I 掲載種

二国間渡り鳥等保護条約(協定)通報種

国内希少野生動植物種 (90種)

国際希少野生動植物種 (698種類)

個体等の取扱規制

(法九条)
捕獲等の禁止

(法十七条)
販売目的の陳列の禁止

(法十二条)
譲渡し等の禁止

(法十五条第一項)
輸出入の禁止

(法十七条)
販売目的の陳列の禁止

(法十二条)
譲渡し等の禁止

(法十五条第二項)
輸出入時の承認の義務付け

生息地保護

生息地等保護区の指定

- 環境大臣指定
- 環境省(地方環境事務所)が保護管理
- 9地区指定 (885.48 ha)**

保護増殖

保護増殖事業計画

- 49種・亜種に関する計画策定**
- 環境省(+各省)が策定(告示)
- 環境省の保護増殖事業

下記の場合例外的に譲渡し等が可能

環境大臣(又は登録機関)の「登録」を受けた場合
(第12条第1項5号)

象牙等で全形を保持しないものを譲渡する場合
(第12条第1項3号)

当該象牙等が適正に入手されたものである旨の環境大臣等の「認定」
(第33条の7)

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の概要

○ 鳥獣保護法においては、鳥獣の保護を図るための事業の実施、鳥獣による被害の防止、猟具の使用に係る危険の予防により、生物多様性の確保、生活環境の保全及び農林水産業の健全な発展に寄与することを目的として、鳥獣の捕獲等の規制、生息環境の保護・整備、狩猟制度等に関する事項を規定。

